

【保険内容】 ※ご加入プラン により異なります	【対象となる保険金】 【特約条項】		【補償内容】
歯科治療費用 補償保険金(保 険診療)	保険金の 支払い方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者が歯科疾病または傷害を直接の原因として、日本国内で歯科治療を受け、公的医療保険制度で定められた歯科治療費用を負担した場合、歯科治療費用をお支払いします。ただし、保険期間を通じて保険金額を限度とします。(※1)(※2)</li> <li>(※1)ブリッジ、または義歯は抜歯手術を伴うものとします。</li> <li>(※2)予防治療および矯正治療費用はお支払いできません。</li> </ul>
歯科治療費用 補償保険金 (自由診療)	保険金の 支払い方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者が歯科疾病または傷害を直接の原因として、日本国内で歯科治療を受け、公的医療保険制度の給付対象外の以下の治療を行い費用を負担した場合、歯科治療費用をお支払いします。ただし、保険期間を通じて保険証券(加入証明書)記載の縮小割合を乗じた保険金額を限度とします。</li> <li>①インレー(詰め物)・クラウン(被せ物)(※1)</li> <li>②抜歯手術を伴うブリッジ</li> <li>③抜歯手術を伴うインプラント治療</li> </ul> <p>• 1歯につき保険証券(加入証明書)記載の金額を限度とします。</p> <p>• 1装置につき 10 万円を限度とします。(※1)(※2)</p> <p>• 1体につき 10 万円を限度とします。(※2)(※3)</p> <p>(※1)インプラント体の上部構造として別に行われる歯科治療を除きます。</p> <p>(※2)保険期間中のケガにより新たな歯の欠損が発生した場合の歯科治療は、抜歯手術を伴うものとみなします。</p> <p>(※3)インプラント体の数より、そのインプラント治療のために抜歯した本数が少ない場合は、抜歯した本数を限度とします。</p> <p>※予防治療および矯正治療費用はお支払いできません。</p>
先進医療補償 保険金	保険金の 支払い方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者が歯科疾病または傷害を直接の原因として、日本国内で歯科治療を受け、厚生労働大臣によって定められた先進医療技術について技術料を負担した場合、技術料をお支払いします。ただし、保険期間を通じて保険証券(加入証明書)記載の金額を限度とします。</li> </ul>
死亡保険金	保険金の 支払い方 法	死亡保険 金額の全 額(※)	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険金を支払う場合に該当する傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合にお支払いします。</li> <li>(※)既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。</li> </ul>
後遺障害 保険金	保険金の 支払い方 法	後遺障害保 険金額の× 4%~100%	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険金を支払う場合に該当する傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合にお支払いします。</li> </ul>
<b>【保険金をお支払いできない主な場合】</b>			
始期前受傷		<ul style="list-style-type: none"> <li>規契約の保険始期日より前にケガがあったと歯科医師により診断された歯科治療</li> </ul>	
責任開始前発病		<ul style="list-style-type: none"> <li>新規契約の保険始期日より前または保険始期日からその日を含めて 90 日以内にムシ歯等の歯科疾病があったと歯科医師に診断された歯科治療(保険始期日からその日を含めて 91 日目が疾病の補償開始日(疾病責任開始日)となります。)</li> </ul>	
保険料未納		<ul style="list-style-type: none"> <li>既に保険期間が始まっても、まだ「保険料をお支払いされていない場合」は、その間に発病した疾病/発生した傷害についてはお支払いができません。</li> </ul>	
免責条項による歯科治療		<ul style="list-style-type: none"> <li>基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」による歯科治療</li> </ul>	
健(検)診		<ul style="list-style-type: none"> <li>健康診断および歯科検診費用</li> </ul>	
完治後の 義歯などの歯科治療		<ul style="list-style-type: none"> <li>完治した歯の「詰め物、被せ物、ブリッジ、義歯」の修理、メンテナンス、作り直しのための歯科治療(※)</li> <li>完治した歯の「詰め物、被せ物、ブリッジ、義歯」の再装着のための歯科治療(※)</li> <li>(※)ケガまたは免責期間(90 日間)以降の歯科疾病による場合を除きます。</li> </ul>	
<p>この他、詳しくはお手元のご契約のしおり・保険約款をご覧ください。</p> <p>また、弊社ホームページから Web 約款もご参照いただけます。</p> <p>「歯科治療費用補償特約付交通事故傷害保険 しおり・約款」</p> <p><a href="https://chubb.meclib.jp/library/yakkan/book/list">https://chubb.meclib.jp/library/yakkan/book/list</a></p>			